

地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要領 新旧対照表

(平成 28 年 4 月 20 日付け 28 農振第 131 号農林水産省農村振興局長通知 28 水港第 257 号水産庁長官通知 国水事第 4 号国土交通省水管理・国土保全局長通知 環境対発第 1604203 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第 1～第 7 (略)</p> <p>第 8 <u>交付金交付決定前の着手</u> <u>交付対象事業の着手は、原則として、交付金交付決定を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、事業主体は、交付金交付決定を受けるまでの期間内に生じるあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、その理由を具体的に付して、様式 9 による地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定前着手届を地方支分部局等の長に提出するものとする。第 3 の規定は、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定前着手届を提出する場合について準用する。</u></p>	<p>第 1～第 7 (略)</p> <p>[新設]</p>

附 則 (令和 3 年 3 月 29 日付け)

この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>様式 1 - 1</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>所管大臣（地方支分部局等の長） 殿</p> <p style="text-align: right;">申 請 者</p> <p>〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付申請書</p> <p>〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の交付金の交付を受けたいので、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱第 8 の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり申請します。</p> <p>注) 別紙については、様式 1 - 2, 1 - 3 によること。</p>	<p>様式 1 - 1</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>所管大臣（地方支分部局等の長） 殿</p> <p style="text-align: right;">申 請 者 印</p> <p><u>平成</u>〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付申請書</p> <p><u>平成</u>〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の交付金の交付を受けたいので、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱第 8 の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり申請します。</p> <p>注) 別紙については、様式 1 - 2, 1 - 3 によること。</p>
<p>様式 1 - 2</p> <p style="text-align: right;">(別紙 1)</p> <p>〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付申請額表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>様式 1 - 2</p> <p style="text-align: right;">(別紙 1)</p> <p><u>平成</u>〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付申請額表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>様式 1 - 3</p> <p style="text-align: right;">(別紙 2)</p> <p>〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業（変更）箇所別表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>様式 1 - 3</p> <p style="text-align: right;">(別紙 2)</p> <p><u>平成</u>〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業（変更）箇所別表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

様式 1 - 4

所管大臣（地方支分部局等の長） 殿
番 年 月 日
申請者 氏 名

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金の指導監督に係る
交付申請書

〇〇年度において地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る指導監督費を
下記のとおり地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱第 8 の規定に基づ
き交付を申請する。

(略)

様式 1 - 4

所管大臣（地方支分部局等の長） 殿
番 年 月 日
申請者 氏 名 印

平成〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金の指導監督に
係る交付申請書

平成〇〇年度において地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る指導監督
費を下記のとおり汚水処理施設整備交付金交付要綱第 8 の規定に基づき交付を
申請する。

(略)

様式 1 - 5

指導監督費使途内訳表

区 分	細 目	金 額	百 分 比	使 途 内 訳
(記載例) 人件費		円 5,000,000	% 50.0	
	給料	2,400,000	24.0	@100,000円×12ヶ月×2人=2,400,000円
旅費	旅費	3,000,000	30.0	上京 30,000円×7回×6人 1 普通旅費 旅費 =1,260,000円 2 日額旅費
庁費	委託料	2,000,000	20.0	〇〇〇委託費 2,000,000円
計		10,000,000	100	

- 注) 1 使途内訳は、各費目の内容を基にしてその内訳を詳細に記載すること。
- 2 公共下水道に係る指導監督事務費の区分及び内容は「水管理・国土保全局所管国庫補助事業に係る交付金等交付申請について（災害復旧事業に係るものを除く。）。」（平成24年3月15日付国水総第481号）別表第2の指導監督事務費の例に準ずること。
- 3 浄化槽に係る指導監督事務費の対象経費は、次のとおりとする。
 浄化槽整備にかかる指導監督のために必要な旅費（本省連絡旅費、市町村指導監督旅費及び施設調査旅費）、報酬、給料、職員諸手当等、共済費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕料)、役務費(通信運搬費及び筆耕翻訳料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（原則として取得価格一品目15万円未満のものに限る。）
 （ただし、報酬、給料、職員諸手当等、共済費については、会計年度任用職員に係るものに限る。）

様式 1 - 5

指導監督費使途内訳表

区 分	細 目	金 額	百 分 比	使 途 内 訳
(記載例) 人件費		円 5,000,000	% 50.0	
	給料	2,400,000	24.0	@100,000円×12ヶ月×2人=2,400,000円
旅費	旅費	3,000,000	30.0	上京 30,000円×7回×6人 1 普通旅費 旅費 =1,260,000円 2 日額旅費
庁費		2,000,000	20.0	
	賃金	105,000	10.5	アルバイト @1,400円×25日×3人 =105,000円
計		10,000,000	100	

- 注) 1 使途内訳は、各費目の内容を基にしてその内訳を詳細に記載すること。
- 2 公共下水道に係る指導監督事務費の区分及び内容は「水管理・国土保全局所管国庫補助事業に係る交付金等交付申請について（災害復旧事業に係るものを除く。）。」（平成24年3月15日付国水総第481号）別表第2の指導監督事務費の例に準ずること。
- 3 浄化槽に係る指導監督事務費の対象経費は、次のとおりとする。
 浄化槽整備にかかる指導監督のために必要な旅費（本省連絡旅費、市町村指導監督旅費及び施設調査旅費）、賃金、共済費（賃金に係る社会保険料）、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕料)、役務費(通信運搬費及び筆耕翻訳料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（原則として取得価格一品目15万円未満のものに限る。）

様式 1 - 6

番 号
年 月 日

所管大臣 殿

地方支分部局等の長

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金の指導監督に係る
交付申請進達書

〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る指導監督費について、別紙のとおり交付の申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく進達します。

〇〇県
△△県
□□県

様式 2

番 号
年 月 日

所管大臣（地方支分部局等の長） 殿

都道府県知事

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付申請報告書

〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の交付金の交付について、次のとおり申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく報告します。

(略)

様式 1 - 6

番 号
年 月 日

所管大臣 殿

地方支分部局等の長

平成〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金の指導監督に係る交付申請進達書

平成〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る指導監督費について、別紙のとおり交付の申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく進達します。

〇〇県
△△県
□□県

様式 2

番 号
年 月 日

所管大臣（地方支分部局等の長） 殿

都道府県知事

平成〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付申請報告書

平成〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の交付金の交付について、次のとおり申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく報告します。

(略)

様式 3 - 1

所管大臣（地方支分部局等の長） 殿

番 号
年 月 日
申 請 者

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定変更申請書

〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業についての交付決定の内容等を、次のとおり変更したいので申請します。

(略)

様式 3 - 2

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定変更額表

(略)

様式 4

所管大臣（地方支分部局等の長） 殿

番 号
年 月 日
都道府県知事

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定変更申請報告書

〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業について、次のとおり交付決定内容等の変更申請があり、内容を審査したところ適正と認められるので、これを変更されたく報告します。

(略)

様式 3 - 1

所管大臣（地方支分部局等の長） 殿

番 号
年 月 日
申 請 者 印

平成〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定変更申請書

平成〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業についての交付決定の内容等を、次のとおり変更したいので申請します。

(略)

様式 3 - 2

平成〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定変更額表

(略)

様式 4

所管大臣（地方支分部局等の長） 殿

番 号
年 月 日
都道府県知事 印

平成〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定変更申請報告書

平成〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業について、次のとおり交付決定内容等の変更申請があり、内容を審査したところ適正と認められるので、これを変更されたく報告します。

(略)

様式 5

所管大臣（地方支分部局等の長） 殿

番 号
年 月 日
申 請 者

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の完了
予定期日変更報告書

(略)

様式 6

所管大臣（地方支分部局等の長） 殿

番 号
年 月 日
申 請 者 氏 名

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定申請取下書

〇年〇月〇日付け 第〇〇〇号をもって交付金の交付決定を受けた
〇〇年度地方創生基盤整備事業推進費（〇〇（〇〇））について、下記のとおり、
当該交付決定の全部の申請を取り下げます。

(略)

様式 5

所管大臣（地方支分部局等の長） 殿

番 号
年 月 日
申 請 者

平成〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の
完了予定期日変更報告書

(略)

様式 6

所管大臣（地方支分部局等の長） 殿

番 号
年 月 日
申 請 者 氏 名

平成〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定申請取下書

平成〇年〇月〇日付け 第〇〇〇号をもって交付金の交付決定を受
けた平成〇〇年度地方創生基盤整備事業推進費（〇〇（〇〇））について、下記
のとおり、当該交付決定の全部の申請を取り下げます。

(略)

様式 7

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金遂行状況報告

所管大臣（地方支分部局等の長） 殿
番 号
年 月 日
申 請 者

年 月 日付け第 号で交付決定の通知があった汚水処理施設整備交付金について、月 日現在の遂行状況を地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱第11の規定により下記のとおり報告する。

(略)

様式 8 - 1

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金実績報告書

所管大臣（地方支分部局等の長） 殿
番 号
年 月 日
氏 名

年 月 日付け第 号で交付決定の通知にあった地方創生汚水処理施設整備推進交付金の実施について、その実績を下記のとおり報告する。

(略)

様式 8 - 2

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備交付金実績総括表

(略)

様式 7

平成〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金遂行状況報告

所管大臣（地方支分部局の長） 殿
番 号
年 月 日
申 請 者 印

平成 年 月 日付け第 号で交付決定の通知があった汚水処理施設整備交付金について、月 日現在の遂行状況を地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱第11の規定により下記のとおり報告する。

(略)

様式 8 - 1

平成〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金実績報告書

所管大臣（地方支分部局の長） 殿
番 号
年 月 日
氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号で交付決定の通知にあった地方創生汚水処理施設整備推進交付金の実施について、その実績を下記のとおり報告する。

(略)

様式 8 - 2

平成〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備交付金実績総括表

(略)

様式 8 - 3

〇〇年度地方創生污水处理施設整備推進交付金収支精算書総括表

(略)

様式 8 - 4

〇〇年度地方創生污水处理施設整備推進交付金精算総括表

(略)

様式 8 - 5 ~ 様式 8 - 7 (略)

様式 8 - 8

〇〇年度 地方創生污水处理施設整備推進交付金指導監督費精算調書

(略)

様式 8 - 3

平成〇〇年度地方創生污水处理施設整備推進交付金収支精算書総括表

(略)

様式 8 - 4

平成〇〇年度地方創生污水处理施設整備推進交付金精算総括表

(略)

様式 8 - 5 ~ 様式 8 - 7 (略)

様式 8 - 8

平成〇〇年度 地方創生污水处理施設整備推進交付金指導監督費精算調書

(略)

様式 9

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定前着手届

番 号
年 月 日

所管大臣（地方支分局長等の長） 殿

氏 名

地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要領第8の規定により、別紙事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前着手したいので、届け出ます。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別紙

- 1 地域再生計画の名称
- 2 施設の種類（公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽）
- 3 事業実施箇所（市町村名、箇所名）
- 4 当該年度の事業内容、事業費、国費
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

[新設]

地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要領

平成28年4月20日
28農振第131号
28水港第257号
国水下事第4号
環廃対発第1604203号

最終改正 令和3年3月29日
2農振第3126号
2水港第2731号
国水下事第60号
環廃対発第2103254号

農林水産省農村振興局長
水産庁長官
国土交通省水管理・国土保全局長
環境省環境再生・資源循環局長

第1 通則

地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づく交付金のうち、法第5条第4項第1号ロ(2)に規定する事業に係る地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け、府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環廃対発第1604201号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。)第6-2-2)に定める地方創生汚水処理施設整備推進交付金(以下「交付金」という。)の交付に関しては、法、地域再生法施行例(平成17年政令第151号。以下「令」という。)、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)制度要綱、並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号)、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱(平成28年4月20日付け、28農振第130号・国水下事第3号・環廃対発第1604202号。以下「要綱」という。)その他の法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 交付金の交付先等

法第8条第1項に規定する認定地方公共団体である市町村又は一部事務組合が、法第5条第16項の認定を受けた地域再生計画(以下「認定地域再生計画」という。)に基づき、要綱別表第1に区分された公共下水道、集落排水施設及び浄化槽の整備を行う場合、当該市町村又は一部事務組合に対して交付金を交付する。

第3 交付申請

1 認定地方公共団体である市町村又は一部事務組合は、要綱第3の交付の事務の区分に従って、地方農政局、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局、環境省、水産庁(以下「地方支分部局

等」という。)の長宛交付申請を様式1-1の「交付金交付申請書」に必要な書類を添えて都道府県知事(公共下水道の整備に係る交付金の交付を受けようとする地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては地方整備局長又は北海道開発局長)へ提出する。

2 都道府県知事は、交付金の交付が法令で定めるところに違反しないかどうか、当該申請書の目的、内容及び当該申請書に係る交付金の金額の算定が適正であるかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、様式2の「交付金申請報告書」を地方支分部局等の長に提出するものとする。

3 都道府県知事は、要綱第7の指導監督費を交付申請する場合、交付の事務を所管する大臣(地方支分部局等の長)宛の交付申請を行い、様式1-4に必要な書類を添えて地方支分部局等の長へ提出するものとする。

第4 変更交付申請

要綱第9の変更交付申請書の様式は、様式3-1及び審査の報告書は様式4のとおりとし、完了予定期日の変更を行う場合の添付する様式は、様式5のとおりとする。第3の規定は、変更交付申請書を提出する場合について準用する。

第5 申請の取下げ

要綱第10の申請取下書の様式は、様式6のとおりとする。第3の規定は、申請取下書を提出する場合について準用する。

第6 遂行状況報告

要綱第11の遂行状況報告書の様式は、様式7のとおりとする。第3の規定は、遂行状況報告書を提出する場合について準用する。

第7 実績報告

要綱第12に定める実績報告の様式は、様式8-1のとおりとする。第3の規定は、実績報告書を提出する場合について準用する。

第8 交付金交付決定前の着手

交付対象事業の着手は、原則として、交付金交付決定を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、事業主体は、交付金交付決定を受けるまでの期間内に生じるあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、その理由を具体的に付して、様式9による地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定前着手届を地方支分部局等の長に提出するものとする。第3の規定は、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定前着手届を提出する場合について準用する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月20日から施行する。

2 この要領の施行に伴い、汚水処理施設整備交付金交付要領(平成17年4月22日付け17農振第168号、17水港第670号、国都下事第19号、環廃対第050422004号。以下「旧要領」という。)は、廃止する。ただし、平成27年度以前の予算に係る旧要領に基づく事業については、なお従前の例による。

3 地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)による改正前の法第13条第2項第2号

に基づく汚水処理施設整備交付金(2のただし書に規定するものを除く。)については、第1に規定する交付金として本要領に基づき交付するものとする。

附 則(令和3年3月29日付け)

この通知は、令和3年4月1日から施行する。